

こ支障第 88 号
令和 8 年 3 月 31 日

各
〔 都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 市 長
中 核 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 〕 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」等の一部改正に伴い、関係通知を下記のとおり改正し、令和 8 年 6 月 1 日から適用する。

各都道府県等におかれては、内容を御了知の上、貴管内市町村等に対し、その周知徹底を図っていただく等、特段の御配慮をお願いする。

【資料掲載箇所】

こども家庭庁ホーム > 政策 > 障害児支援 > 障害児支援施策 > 令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について

[令和 8 年度障害福祉サービス等報酬改定について | こども家庭庁](#)

記

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の一部改正について別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正する。